

公表用

令和6年2月22日

自 第 48 号議案

至 第 57 号議案

令和6年第1回
八王子市議会定例会議案(2)

八王子市

目 次

第48号議案	八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	3
第49号議案	八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	7
第50号議案	八王子市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	17
第51号議案	八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	23
第52号議案	八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	59
第53号議案	八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	71
第54号議案	八王子市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	79
第55号議案	八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について……………	87
第56号議案	八王子市介護保険条例の一部を改正する条例設定について……………	91
第57号議案	八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	97

第 4 8 号議案

八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 2 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（令和 3 年八王子市条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(非常災害対策) 第 8 条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を <u>立て</u> 、非常災害時の関係機関への通報及び連携体を整備し、 <u>それら</u> を定期的に職員に周知しなければならない。	(非常災害対策) 第 8 条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を <u>策定し、並びに</u> 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制 <u>並びに地域との連携体制</u> を整備し、 <u>これら</u> を定期的に職員に周知しなければならない。
2・3 (略)	2・3 (略)
(記録の整備) 第 9 条 (略) 2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 第 1 6 条第 7 項の <u>規定による</u> 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由	(記録の整備) 第 9 条 (略) 2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 第 1 6 条第 7 項に <u>規定する</u> 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の

の記録

- (4) 第28条第2項の**規定による**苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項の**規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(職員の配置の基準)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

6～12 (略)

(勤務体制の確保等)

第23条 (略)

2 (略)

3 養護老人ホームは、職員**に対し、その資質の向上のための**研修の機会を確保しなければならない。その際、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

(協力医療機関等)

第26条 養護老人ホームは、**入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）**を定めておかなければならない。**ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。**

- (1) **入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。**
- (2) **当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。**

記録

- (4) 第28条第2項に**規定する**苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に**規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(職員の配置の基準)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

6～12 (略)

(勤務体制の確保等)

第23条 (略)

2 (略)

3 養護老人ホームは、職員**の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修その他の適切な**研修の機会を確保しなければならない。その際、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

(協力病院等)

第26条 養護老人ホームは、**入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該養護老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）**を定めておかなければならない。

<p><u>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p><u>2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p><u>6 （略）</u></p>	<p><u>2 （略）</u></p>
---	---------------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第26条第1項の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは「定めておくよう努めなければ」とする。

第49号議案

八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例設定について

八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第71号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章（略） 第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第2条— 第34条の2 ） 第3章～第6章（略） 附則 （非常災害対策） 第8条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を 立て 、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、 それらを 定期的に職員に周知しなければならない。 2・3（略） （記録の整備） 第9条（略）	目次 第1章（略） 第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第2条— 第34条 ） 第3章～第6章（略） 附則 （非常災害対策） 第8条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を 策定し、並びに 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制 並びに地域との連携体制 を整備し、 これらを 定期的に職員に周知しなければならない。 2・3（略） （記録の整備） 第9条（略）

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第15条第7項の**規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第31条第2項の**規定による**苦情の内容等の記録

(5) 第33条第3項の**規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(職員の配置の基準)

第11条 (略)

2～7 (略)

8 特別養護老人ホーム（離島振興法（昭和

28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。）に八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第79号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第139条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第82号）第97条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第15条第7項に**規定する**身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第31条第2項に**規定する**苦情の内容等の記録

(5) 第33条第3項に**規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(職員の配置の基準)

第11条 (略)

2～7 (略)

われると認められるときは、これを置かないことができる。

9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第105条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、八王子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年八王子市条例第17号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第61条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は八王子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成25年八王子市条例第18号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（緊急時等の対応）

第23条 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

（施設長の責務）

第24条 （略）
2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に

（緊急時等の対応）

第23条 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

（施設長の責務）

第24条 （略）
2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に

第7条から第9条まで及び第12条から第34条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第25条 (略)

2 (略)

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

(協力医療機関等)

第29条 特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第7条から第9条まで及び第12条から第34条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第25条 (略)

2 (略)

3 特別養護老人ホームは、職員の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修（以下「外部研修」という。）その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

(協力病院等)

第29条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該特別養護老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）を定めておかななければならない。

(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。))との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 (略)

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第34条の2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(介護)

第40条 (略)

2 (略)

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4～9 (略)

(勤務体制の確保等)

2 (略)

(介護)

第40条 (略)

2 (略)

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会 **1週間に2回以上**を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4～9 (略)

(勤務体制の確保等)

第43条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型特別養護老人ホームは、**職員**に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(準用)

第45条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第24条まで、第26条及び第28条から**第34条の2**までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第7項」とあるのは「第39条第9項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第45条において準用する第31条第2項」と、同項第5号中「第33条第3項」とあるのは「第45条において準用する第33条第3項」と、第24条第2項中「第7条から第9条まで及び第12条から**第34条の2**まで」とあるのは「第37条及び第39条から第44条まで並びに第45条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第24条まで、第25条及び第28条から第34条まで」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第48条 (略)

2～10 (略)

11 地域密着型特別養護老人ホームに**指定短期入所生活介護事業所等**が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるとき

第43条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型特別養護老人ホームは、**職員**の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 (略)

(準用)

第45条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第24条まで、第26条及び第28条から**第34条**までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第7項」とあるのは「第39条第9項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第45条において準用する第31条第2項」と、同項第5号中「第33条第3項」とあるのは「第45条において準用する第33条第3項」と、第24条第2項中「第7条から第9条まで及び第12条から**第34条**まで」とあるのは「第37条及び第39条から第44条まで並びに第45条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第24条まで、第25条及び第28条から第34条まで」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第48条 (略)

2～10 (略)

11 地域密着型特別養護老人ホームに**八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第79号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第139条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は八王子市指定介護予防サービス等**

は、これを置かないことができる。

- 1 2 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第105条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、**指定地域密着型サービス基準条例**第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第61条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは**指定地域密着型介護予防サービス基準条例**第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものに限る。）を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第82号）第97条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 1 2 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第105条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、**八王子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年八王子市条例第17号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）**第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第61条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは**八王子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成25年八王子市条例第18号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）**第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものに限る。）を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13～15 (略)

(準用)

第51条 第2条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第31条まで及び第33条から第34条の2までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第7項」とあるのは「第51条において準用する第15条第7項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第51条において準用する第31条第2項」と、同項第5号中「第33条第3項」とあるのは「第51条において準用する第33条第3項」と、第24条第2項中「第7条から第9条まで及び第12条から第34条の2まで」とあるのは「第49条及び第50条並びに第51条において準用する第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第31条まで及び第33条から第34条の2まで」と読み替えるものとする。

(準用)

第55条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第24条まで、第26条、第28条から第31条まで、第33条から第34条の2まで、第36条、第37条、第39条、第41条から第44条まで及び第50条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第7項」とあるのは「第55条において準用する第39条第9項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第55条において準用する第31条第2項」と、同項第5号中「第33条第3項」とあるのは「第55条において準用する第33条第3項」と、第24条第2項中「第7条から第9条まで及び第12条から第34条の2まで」とあるのは「第54条並びに第55条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第24条まで、第26条、第28条から第31条まで、第33条から第34条の2まで、第37条、第39条、第41条から第44条まで及び第50条」と読み替えるものとする。

13～15 (略)

(準用)

第51条 第2条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第31条まで、第33条及び第34条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第7項」とあるのは「第51条において準用する第15条第7項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第51条において準用する第31条第2項」と、同項第5号中「第33条第3項」とあるのは「第51条において準用する第33条第3項」と、第24条第2項中「第7条から第9条まで及び第12条から第34条まで」とあるのは「第49条及び第50条並びに第51条において準用する第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第31条まで、第33条及び第34条」と読み替えるものとする。

(準用)

第55条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第24条まで、第26条、第28条から第31条まで、第33条、第34条、第36条、第37条、第39条、第41条から第44条まで及び第50条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第7項」とあるのは「第55条において準用する第39条第9項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第55条において準用する第31条第2項」と、同項第5号中「第33条第3項」とあるのは「第55条において準用する第33条第3項」と、第24条第2項中「第7条から第9条まで及び第12条から第34条まで」とあるのは「第54条並びに第55条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第24条まで、第26条、第28条から第31条まで、第33条、第34条、第37条、第39条、第41条から第44条まで及び第50条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第29条第1項（第45条、第51条及び第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第29条第1項中「定めておかなければ」とあるのは「定めておくよう努めなければ」とする。
（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新条例第34条の2（第45条、第51条及び第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第34条の2中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

第50号議案

八王子市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第72号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(非常災害対策)</p> <p>第8条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を<u>立て</u>、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、<u>それら</u>を定期的に職員に周知しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第17条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第8条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携体制並びに地域との連携体制を整備し、<u>これら</u>を定期的に職員に周知しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第17条第3項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の</p>

の記録

- (4) 第32条第2項の**規定による**苦情の内容等の記録
(5) **第34条第3項の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(職員配置の基準)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5～13 (略)

(入所申込者等に対する説明等)

第12条 (略)

2 (略)

3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) **電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）**をもって調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

4～7 (略)

(勤務体制の確保等)

第24条 (略)

2 (略)

3 軽費老人ホームは、職員**に対し、その資質の向上のための**研修の機会を確保しなければならない。その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介

記録

- (4) 第32条第2項の苦情の内容等の記録
(5) **第34条第2項の**事故の状況及び事故に際して採った処置について**の同条第3項**の記録

(職員配置の基準)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5～13 (略)

(入所申込者等に対する説明等)

第12条 (略)

2 (略)

3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) **磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物**をもって調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

4～7 (略)

(勤務体制の確保等)

第24条 (略)

2 (略)

3 軽費老人ホームは、職員**の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修その他の適切な**研修の機会を確保しなければならない。その際、当該軽費老人ホームは、全

護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

(協力医療機関等)

第28条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホー

ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

(協力医療機関等)

第28条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該軽費老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。次条において同じ。)を定めておかなければならない。

ムに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7 (略)

(揭示)

第29条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 軽費老人ホームは、重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(電磁的記録等)

第36条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

2 (略)

(揭示)

第29条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、**協力歯科医療機関**、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 軽費老人ホームは、**前項に規定する事項**を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**同項**の規定による揭示に代えることができる。

(電磁的記録等)

第36条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、**交付**、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（**電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。**）により行うことができる。

2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第12条第3項第2号及び第36条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

2 施行日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の八王子市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第29条第3項の規定の適用については、同項中「軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

第51号議案

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び
運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定につい
て

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関
する条例の一部を改正する条例

第1条 八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に
関する条例（令和3年八王子市条例第73号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(16) (略) (17) 多機能型 第83条に規定する指定生活介護の事業、第136条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第150条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第165条に規定する指定就労移行支援の事業、第177条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第192条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年八王子市条例第6号。以下「指定障害児通所支援等基準条例」という。）第4条に規定する指定児	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(16) (略) (17) 多機能型 第83条に規定する指定生活介護の事業、第136条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第150条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第165条に規定する指定就労移行支援の事業、第177条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第192条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年八王子市条例第6号。以下「指定障害児通所支援等基準条例」という。）第4条に規定する指定児

童発達支援の事業、指定障害児通所支援等基準条例第78条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定障害児通所支援等基準条例第90条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定障害児通所支援等基準条例第98条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定障害児通所支援等基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

(管理者)

第6条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は**当該指定居宅介護事業所以外の**事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第25条 指定居宅介護事業者の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) (略)

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(居宅介護計画の作成)

第26条 (略)

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を**利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下**

童発達支援の事業、**指定障害児通所支援等基準条例第67条に規定する指定医療型児童発達支援の事業**、指定障害児通所支援等基準条例第78条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定障害児通所支援等基準条例第90条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定障害児通所支援等基準条例第98条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定障害児通所支援等基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

(管理者)

第6条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は**同一敷地内にある他の**事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第25条 指定居宅介護事業者の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(居宅介護計画の作成)

第26条 (略)

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、第1項の居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 (略)

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第30条 (略)

2・3 (略)

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(苦情解決)

第41条 (略)

2・3 (略)

4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事(指定都市にあっては、指定都市の市長)が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5～7 (略)

(管理者)

第51条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(従業者の員数)

第56条 (略)

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 (略)

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第30条 (略)

2・3 (略)

(苦情解決)

第41条 (略)

2・3 (略)

4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5～7 (略)

(管理者)

第51条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(従業者の員数)

第56条 (略)

2～6 (略)

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第58条第3項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第58条第3項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第140号。第58条第3項において「都条例」という。）第51条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法**第7条第2項**に規定する指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなす。

(指定療養介護の取扱方針)

第64条 (略)

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 (略)

4 (略)

(療養介護計画の作成等)

第65条 (略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）**を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配**

2～6 (略)

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法**(昭和22年法律第164号)**第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第58条第3項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第58条第3項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第140号。第58条第3項において「都条例」という。）第51条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法**第6条の2の2第3項**に規定する指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなす。

(指定療養介護の取扱方針)

第64条 (略)

2

(略)

3 (略)

(療養介護計画の作成等)

第65条 (略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）**を行い**、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援

慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4 (略)

5 (略)

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、**第5項**に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者**及び指定特定相談支援事業者等**に交付しなければならない。

9 (略)

10 (略)

11 第2項から**第8項**までの規定は、**第9項**に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第66条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第84条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 (略)

4 (略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、**第4項**に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8 (略)

9 (略)

10 第2項から**第7項**までの規定は、**第8項**に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第66条 (略)

(従業者の員数)

第84条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第7章、第8章及び第16章において同じ。）、理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。

(ア)～(ウ) (略)

イ (略)

ウ 理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～7 (略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第92条 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（**障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。**）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 (略)

(指定短期入所の取扱方針)

第115条 (略)

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第7章、第8章及び第16章において同じ。）、理学療法士**又は作業療法士**及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士**又は作業療法士**及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。

(ア)～(ウ) (略)

イ (略)

ウ 理学療法士**又は作業療法士**の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士**又は作業療法士**を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～7 (略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第92条 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 (略)

(指定短期入所の取扱方針)

第115条 (略)

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 (略)

4 (略)

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)
第132条 (略)

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 (略)

4 (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)
第133条 (略)

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を**利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に**交付しなければならない。

3・4 (略)

(準用)
第135条 第9条から第21条まで、第23条、第28条、第29条、**第30条第4項**、第33条(第1項及び第2項を除く。)から第45条まで及び第73条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第134条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第135条において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第135条において準用する第21条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)
第137条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**及び生活支援員

2 (略)

3 (略)

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)
第132条 (略)

2 (略)

3 (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)
第133条 (略)

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。

3・4 (略)

(準用)
第135条 第9条から第21条まで、第23条、第28条、第29条、第33条(第1項及び第2項を除く。)から第45条まで及び第73条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第134条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第135条において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第135条において準用する第21条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)
第137条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士 **又は作業療法士**及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(2) (略)

2・3 (略)

4 第1項第1号の理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

(準用)

第143条 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条及び第92条から第99条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第143条において準用する第96条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第140条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第143条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、**同条第9項**中「6月」とあるのは「3月」と、第66条中「前条」とあるのは「第143条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第143条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第143条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第7

ア 看護職員、理学療法士**又は作業療法士**及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士**又は作業療法士**の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(2) (略)

2・3 (略)

4 第1項第1号の理学療法士**又は作業療法士**を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

(準用)

第143条 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条及び第92条から第99条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第143条において準用する第96条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第140条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第143条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、**同条第8項**中「6月」とあるのは「3月」と、第66条中「前条」とあるのは「第143条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第143条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第143条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第7

2条」とあるのは「第143条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第143条」と、第96条中「第99条第1項」とあるのは「第143条において準用する第99条第1項」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第143条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第144条の2 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第128条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第128条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第147条第2号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第127条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

2条」とあるのは「第143条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第143条」と、第96条中「第99条第1項」とあるのは「第143条において準用する第99条第1項」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第143条において準用する前条」と読み替えるものとする。

**(3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者
に対して適切なサービスを提供するた
め、指定自立訓練（機能訓練）事業所そ
他の関係施設から必要な技術的支援を
受けていること。**

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）
第147条 自立訓練（機能訓練）に係る基
準該当障害福祉サービス（**第148条の2
に規定する病院等基準該当自立訓練（機能
訓練）及び**第260条に規定する特定基準
該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下こ
の節において「基準該当自立訓練（機能訓
練）」という。）の事業を行う者（以下こ
の節において「基準該当自立訓練（機能訓
練）事業者」という。）が当該事業に関し
て満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等**又は指定通所リ
ハビリテーション事業者**であって、地域
において自立訓練（機能訓練）が提供さ
れていないこと等により自立訓練（機能
訓練）を受けることが困難な障害者に対
して指定通所介護等**又は指定通所リハビ
リテーション**を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能
訓練室**又は指定通所リハビリテーショ
ン事業所の専用の部屋等**の面積を、指定通
所介護等**又は指定通所リハビリテーシ
ョン**の利用者の数と基準該当自立訓練（機
能訓練）を受ける利用者の数の合計数で
除して得た面積が3平方メートル以上で
あること。
- (3) 指定通所介護事業所等**又は指定通所リ
ハビリテーション事業所**の従業者の員数
が、当該指定通所介護事業所等**又は当該
指定通所リハビリテーション事業所**が提
供する指定通所介護等**又は指定通所リハ
ビリテーション**の利用者の数を指定通所
介護等**又は指定通所リハビリテーシ
ョン**の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓
練）を受ける利用者の数の合計数である
とした場合における当該指定通所介護事
業所等**又は当該指定通所リハビリテーシ
ョン事業所**として必要とされる数以上で
あること。
- (4) （略）

**（病院又は診療所における基準該当障害福
祉サービス（自立訓練）に関する基準）
第148条の2 地域において自立訓練（機**

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）
第147条 自立訓練（機能訓練）に係る基
準該当障害福祉サービス（第260条に規
定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）
を除く。以下この節において「基準該当自
立訓練（機能訓練）」という。）の事業を
行う者（以下この節において「基準該当自
立訓練（機能訓練）事業者」という。）が
当該事業に関して満たすべき基準は、次の
とおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等であって、地域
において自立訓練（機能訓練）が提供さ
れていないこと等により自立訓練（機能
訓練）を受けることが困難な障害者に対
して指定通所介護等を提供するものであ
ること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能
訓練室の面積を、指定通所介護等の利用
者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）
を受ける利用者の数の合計数で除して得
た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数
が、当該指定通所介護事業所等が提供す
る指定通所介護等の利用者の数を指定通
所介護等の利用者及び基準該当自立訓練
（機能訓練）を受ける利用者の数の合計
数であるとした場合における当該指定通
所介護事業所等として必要とされる数以
上であること。
- (4) （略）

能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第158条 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第92条から第99条まで、第141条及び第142条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条

(準用)

第158条 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第92条から第99条まで、第141条及び第142条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条

第1項中「第31条」とあるのは「第158条において準用する第96条」と、第20条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第155条第1項から第4項まで」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第155条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第158条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、**同条第9項**中「6月」とあるのは「3月」と、第66条中「前条」とあるのは「第158条において準用する前条」と、第96条中「第99条第1項」とあるのは「第158条において準用する第99条第1項」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第158条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第176条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条、第90条、第91条、第93条から第99条まで、第140条、第141条及び第156条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第176条において準用する第96条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第176条において準用する第140条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第176条において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第176条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、**同条第9項**中「6月」とあるのは「3月」と、第66条中「前条」とあるのは「第176条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第176条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第60条第1

第1項中「第31条」とあるのは「第158条において準用する第96条」と、第20条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第155条第1項から第4項まで」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第155条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第158条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、**同条第8項**中「6月」とあるのは「3月」と、第66条中「前条」とあるのは「第158条において準用する前条」と、第96条中「第99条第1項」とあるのは「第158条において準用する第99条第1項」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第158条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第176条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条、第90条、第91条、第93条から第99条まで、第140条、第141条及び第156条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第176条において準用する第96条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第176条において準用する第140条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第176条において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第176条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、**同条第8項**中「6月」とあるのは「3月」と、第66条中「前条」とあるのは「第176条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第176条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第60条第1

項」とあるのは「第176条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第176条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第176条」と、第96条中「第99条第1項」とあるのは「第176条において準用する第99条第1項」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第176条において準用する前条」と、第156条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（準用）

第196条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条、第90条、第93条から第99条まで、第140条、第141条、**第184条第6項**及び第185条から第187条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第196条において準用する第96条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第196条において準用する第140条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第196条において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第196条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第66条中「前条」とあるのは「第196条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第196条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号

項」とあるのは「第176条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第176条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第176条」と、第96条中「第99条第1項」とあるのは「第176条において準用する第99条第1項」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第176条において準用する前条」と、第156条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（準用）

第196条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条、第90条、第93条から第99条まで、第140条、第141条及び第185条から第187条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第196条において準用する第96条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第196条において準用する第140条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第196条において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第196条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第66条中「前条」とあるのは「第196条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第196条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあ

中「第60条第1項」とあるのは「第196条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第196条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第196条」と、第96条中「第99条第1項」とあるのは「第196条において準用する第99条第1項」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第196条において準用する前条」と、**第184条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第195条第1項の工賃」と**、第185条第1項中「第191条」とあるのは「第196条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第200条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条(第1項を除く。)、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第57条、第64条から第67条まで、第75条、第77条、第80条、第81条、第90条、第94条、第95条、第97条から第99条まで、第140条(第1項を除く。)、第141条、**第184条第6項**、第185条から第187条まで及び第192条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第198条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条において準用する第140条第2項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第200条において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第200条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第66条中「前条」とあるのは「第200条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第200条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第200条において準用する第19条第1項」と、

るのは「第196条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第196条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第196条」と、第96条中「第99条第1項」とあるのは「第196条において準用する第99条第1項」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第196条において準用する前条」と、第185条第1項中「第191条」とあるのは「第196条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第200条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条(第1項を除く。)、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第57条、第64条から第67条まで、第75条、第77条、第80条、第81条、第90条、第94条、第95条、第97条から第99条まで、第140条(第1項を除く。)、第141条、第185条から第187条まで及び第192条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第198条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条において準用する第140条第2項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第200条において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第200条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第66条中「前条」とあるのは「第200条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第200条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第200条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中

同項第3号中「第72条」とあるのは「第200条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第200条」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第200条において準用する前条」と、**第184条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第199条第1項の工賃」と**、第185条第1項中「第191条」とあるのは「第200条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(サービス管理責任者の責務)

第205条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(実施主体)

第206条 指定就労定着支援事業者は、**生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター**でなければならない。

(従業者の員数)

第213条 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た

「第72条」とあるのは「第200条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第200条」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第200条において準用する前条」と、第185条第1項中「第191条」とあるのは「第200条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(サービス管理責任者の責務)

第205条 (略)

(実施主体)

第206条 指定就労定着支援事業者は、**過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者**でなければならない。

(従業者の員数)

第213条 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

<p>数以上</p> <p><u>イ ア以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数</u></p> <p><u>(ア) 利用者の数が30以下 1以上</u></p> <p><u>(イ) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u></p>	<p><u>イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p><u>3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。</u></p>	
<p><u>4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。</u></p>	
<p>5 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p><u>第216条 削除</u></p>	<p><u>(実施主体)</u></p> <p><u>第216条 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型</u></p>

自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

（定期的な訪問等による支援）

第217条 指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（準用）

第219条 第9条から第23条まで、第29条、第33条から第36条まで、第38条から第44条まで、第64条、第65条、第67条、第73条、第205条、第209条及び第210条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第219条において準用する第209条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第219条において準用する次条第1項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第219条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第220条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に

（定期的な訪問による支援）

第217条 指定自立生活援助事業者は、おむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（準用）

第219条 第9条から第23条まで、第29条、第33条から第36条まで、第38条から第44条まで、第64条、第65条、第67条、第73条、第205条、第209条及び第210条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第219条において準用する第209条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第219条において準用する次条第1項」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第220条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(入退居)

第224条 (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならない。

4 (略)

(指定共同生活援助の取扱方針)

第227条 (略)

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第228条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第228条の2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第245条において「地域連携推進会議」という。)を開催

(入退居)

第224条 (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 (略)

(指定共同生活援助の取扱方針)

第227条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第228条 (略)

し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(協力医療機関等)

第235条 (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(準用)

第236条 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第60条、第65条、第67条、第73条、第77条、第81条、第95条、第97条、第99条及び第156条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第9

(協力医療機関等)

第235条 (略)

2 (略)

(準用)

第236条 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第60条、第65条、第67条、第73条、第77条、**第80条**、第81条、第95条、第97条、第99条及び第156条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合にお

条第1項中「第31条」とあるのは「第231条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第226条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第226条第2項」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第236条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第236条において準用する第60条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第236条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第236条」と、第99条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第235条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第237条 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる**相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助**をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第238条 日中サービス支援型指定共同生

いて、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第231条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第226条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第226条第2項」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第236条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第236条において準用する第60条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第236条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第236条」と、第99条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第235条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第237条 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる**入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助**をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第238条 日中サービス支援型指定共同生

活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(地域との連携等)

第245条 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」とい

活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(協議の場の設置等)

第245条

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれ

う。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第246条 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第60条、第65条、第67条、第73条、第77条、第81条、第95条、第97条、第99条、第156条、第224条から第228条まで及び第231条から第235条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第246条において準用する第231条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第246条において準用する第226条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第246条において準用する第226条第2項」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第246条において読み替えて準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第246条において準用する第60条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第246条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第246条」と、第99条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第246条において準用する第235条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービ

に準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第246条 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第60条、第65条、第67条、第73条、第77条、第80条、第81条、第95条、第97条、第99条、第156条、第224条から第228条まで及び第231条から第235条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第246条において準用する第231条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第246条において準用する第226条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第246条において準用する第226条第2項」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第246条において読み替えて準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第246条において準用する第60条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第246条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第246条」と、第99条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第246条において準用する第235条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日

ス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第247条 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第257条において読み替えて準用する第65条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助 **又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助**（第249条第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第248条 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ **若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助**を適切かつ効果的に行うものでなけれ

中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第247条 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第257条において読み替えて準用する第65条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第249条第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第248条 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ **又は**食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

ばならない。

(準用)

第257条 第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第60条、第65条、第67条、第73条、第77条、第81条、第95条、第97条、第99条、第156条、第224条から**第228条の2**まで、第229条、第230条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第257条において準用する第226条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第257条において準用する第226条第2項」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第257条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第257条において準用する第60条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第257条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第257条」と、第99条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第257条において準用する第235条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第229条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第257条 第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第60条、第65条、第67条、第73条、第77条、**第80条**、第81条、第95条、第97条、第99条、第156条、第224条から**第228条**まで、第229条、第230条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第257条において準用する第226条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第257条において準用する第226条第2項」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第257条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第257条において準用する第60条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第257条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第257条」と、第99条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第257条において準用する第235条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第229条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例)

第258条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第84条第6項、第137条第6項及び第7項、第151条第6項、第166条第4項並びに第178条第4項(第193条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。

2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第84条第1項第3号及び第7項、第137条第1項第2号及び第8項、第151条第1項第3号及び第7項、第166条第1項第3号及び第5項並びに第178条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第193条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとする事ができる。

(1)・(2) (略)

(従業者の員数)

第261条 特定基準該当障害福祉サービス

(従業者の員数等に関する特例)

第258条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所、**指定医療型児童発達支援事業所(指定障害児通所支援等基準条例第68条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)**及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第84条第6項、第137条第6項及び第7項、第151条第6項、第166条第4項並びに第178条第4項(第193条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。

2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、**指定医療型児童発達支援事業所**及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第84条第1項第3号及び第7項、第137条第1項第2号及び第8項、第151条第1項第3号及び第7項、第166条第1項第3号及び第5項並びに第178条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第193条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとする事ができる。

(1)・(2) (略)

(従業者の員数)

第261条 特定基準該当障害福祉サービス

事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) **理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士** 1以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

(4)～(6) (略)

2 前項第3号の**理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士**を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3・4 (略)

(管理者)

第262条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させ、**又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させる**ことができるものとする。

(準用)

第264条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条第2項、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条、第87条、第93条から第95条まで、第96条（第10号を除く。）及び第97条から第99条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第264条第1項において準

事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) **理学療法士又は作業療法士** 1以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

(4)～(6) (略)

2 前項第3号の**理学療法士又は作業療法士**を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3・4 (略)

(管理者)

第262条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

(準用)

第264条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条第2項、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条、第87条、第93条から第95条まで、第96条（第10号を除く。）及び第97条から第99条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第264条第1項において準

用する第96条」と、第15条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第20条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第264条第2項において準用する第88条第2項及び第3項、第264条第3項及び第5項において準用する第140条第2項及び第3項並びに第264条第4項において準用する第155条第2項及び第3項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第264条第2項において準用する第88条第2項、第264条第3項及び第5項において準用する第140条第2項並びに第264条第4項において準用する第155条第2項」と、第38条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第44条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第264条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、**同条第9項**中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、3月）」と、第66条中「前条」とあるのは「第264条第1項において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条第1項」とあるのは「第264条第1項において準用する第65条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第264条第1項において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第264条第1項において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第264条第1項」と、第95条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第264条第1項において準

用する第96条」と、第15条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第20条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第264条第2項において準用する第88条第2項及び第3項、第264条第3項及び第5項において準用する第140条第2項及び第3項並びに第264条第4項において準用する第155条第2項及び第3項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第264条第2項において準用する第88条第2項、第264条第3項及び第5項において準用する第140条第2項並びに第264条第4項において準用する第155条第2項」と、第38条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第44条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第264条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、**同条第8項**中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、3月）」と、第66条中「前条」とあるのは「第264条第1項において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条第1項」とあるのは「第264条第1項において準用する第65条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第264条第1項において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第264条第1項において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第264条第1項」と、第95条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第264条第1項において準

用する前条」と読み替えるものとする。
2～5 (略)

附 則
1 (略)

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)
2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。)、理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**及び生活支援員の総数は、第84条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。
(1)・(2) (略)

3・4 (略)

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)
5 第229条第3項及び第243条第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成26年厚生労働省令第5号)第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、**令和9年3月31日**までの間、当該利用者については、適用しない。

6 第229条第3項及び第243条第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7

用する前条」と読み替えるものとする。
2～5 (略)

附 則
1 (略)

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)
2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。)、理学療法士 **又は作業療法士**及び生活支援員の総数は、第84条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。
(1)・(2) (略)

3・4 (略)

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)
5 第229条第3項及び第243条第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成26年厚生労働省令第5号)第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、**令和6年3月31日**までの間、当該利用者については、適用しない。

6 第229条第3項及び第243条第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7

<p>号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和9年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>7～13 （略）</p>	<p>号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>7～13 （略）</p>
---	---

第2条 八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第8章 （略） 第8章の2 就労選択支援 第1節 基本方針（第164条の2） 第2節 人員に関する基準（第164条の3・第164条の4） 第3節 設備に関する基準（第164条の5） 第4節 運営に関する基準（第164条の6—第164条の9） 第9章～第17章 （略） 附則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) （略） (3) 支給決定障害者等 法第5条第24項に規定する支給決定障害者等をいう。 (4)～(17) （略） (指定障害福祉サービス事業者の一般原則) 第3条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章、第7章、第8章及び第9章から第14章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の</p>	<p>目次 第1章～第8章 （略） 第9章～第17章 （略） 附則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) （略） (3) 支給決定障害者等 法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。 (4)～(17) （略） (指定障害福祉サービス事業者の一般原則) 第3条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第7章から第14章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることに</p>

措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2～6 (略)

第8章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第164条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第164条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（準用）

第164条の4 第57条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第164条の5 第87条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

より利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2～6 (略)

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第164条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第164条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第164条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に

応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第164条の9 第9条から第20条まで、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条、第67条、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条（第2項第1号を除く。）、第90条、第91条、第93条から第99条まで、第140条及び第156条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第164条の9において準用する第96条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第164条の9において準用する第140条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第164条の9において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第81条第2項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第164条の9において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第164条の9において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第164条の9」と、第96条中「第99条第1項」とあるのは「第164条の9において準用する第99条第1項」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第164条の9において準用する前条」と、第156条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を

受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

（就労選択支援に関する情報提供）

第175条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

（準用）

第191条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条、第93条から第95条まで、第97条から第99条まで、第140条、**第141条及び第175条の2**の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第189条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する第140条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第191条において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第66条中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第191条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第191条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第191条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第191条」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第196条 第9条から第17条まで、第1

（準用）

第191条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条、第93条から第95条まで、第97条から第99条まで、第140条**及び第141条**の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第189条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する第140条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第191条において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第66条中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第191条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第191条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第191条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第191条」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第196条 第9条から第17条まで、第1

9条、第20条、第22条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条、第90条、第93条から第99条まで、第140条、第141条、**第175条の2**、第184条第6項及び第185条から第187条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第196条において準用する第96条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第196条において準用する第140条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第196条において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第196条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第66条中「前条」とあるのは「第196条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第196条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第196条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第196条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第196条」と、第96条中「第99条第1項」とあるのは「第196条において準用する第99条第1項」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第196条において準用する前条」と、第184条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第195条第1項の工賃」と、第185条第1項中「第191条」とあるのは「第196条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第200条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条(第1項を除く。)、第28条、第34条、第37条から第44条まで、

9条、第20条、第22条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条、第90条、第93条から第99条まで、第140条、第141条、第184条第6項及び第185条から第187条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第196条において準用する第96条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第196条において準用する第140条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第196条において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第196条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第66条中「前条」とあるのは「第196条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第196条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第196条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第196条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第196条」と、第96条中「第99条第1項」とあるのは「第196条において準用する第99条第1項」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第196条において準用する前条」と、第184条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第195条第1項の工賃」と、第185条第1項中「第191条」とあるのは「第196条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第200条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条(第1項を除く。)、第28条、第34条、第37条から第44条まで、

第57条、第64条から第67条まで、第75条、第77条、第80条、第81条、第90条、第94条、第95条、第97条から第99条まで、第140条（第1項を除く。）、第141条、**第175条の2**、第184条第6項、第185条から第187条まで及び第192条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第198条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条において準用する第140条第2項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第200条において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第200条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第66条中「前条」とあるのは「第200条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第200条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第200条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第200条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第200条」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第200条において準用する前条」と、第184条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第199条第1項の工賃」と、第185条第1項中「第191条」とあるのは「第200条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第57条、第64条から第67条まで、第75条、第77条、第80条、第81条、第90条、第94条、第95条、第97条から第99条まで、第140条（第1項を除く。）、第141条、第184条第6項、第185条から第187条まで及び第192条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第198条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条において準用する第140条第2項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第200条において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第200条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第66条中「前条」とあるのは「第200条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第200条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第200条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第200条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第200条」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第200条において準用する前条」と、第184条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第199条第1項の工賃」と、第185条第1項中「第191条」とあるのは「第200条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第2条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

ための法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第１０４号）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から令和７年３月３１日までの間、第１条の規定による改正後の八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第２２８条の２（新条例第２５７条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第２４５条の規定の適用については、新条例第２２８条の２第２項及び第３項並びに第２４５条第２項及び第３項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新条例第２２８条の２第４項及び第２４５条第４項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

第52号議案

八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第74号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章～第5章（略） 第5章の2 就労選択支援（第63条の2 —第63条の8） 第6章～第10章（略） 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2)（略） (3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に	目次 第1章～第5章（略） 第6章～第10章（略） 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2)（略） (3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に

規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（**同条第3項**に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（**同条第4項**に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（**同条第5項**に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（障害福祉サービス事業者の一般原則）

第3条 障害福祉サービス事業者を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から**第5章まで及び第6章から**第8章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2～6 （略）

（療養介護の取扱方針）

第16条 （略）

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3 （略）

4 （略）

（療養介護計画の作成等）

第17条 （略）

2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有す

規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、**医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）**の事業、放課後等デイサービス（**同条第4項**に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（**同条第5項**に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（**同条第6項**に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（障害福祉サービス事業者の一般原則）

第3条 障害福祉サービス事業者を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2～6 （略）

（療養介護の取扱方針）

第16条 （略）

2 （略）

3 （略）

（療養介護計画の作成等）

第17条 （略）

2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有す

る能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4 (略)

5 (略)

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、**第5項**に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。

9 (略)

10 (略)

11 第2項から**第8項**までの規定は、**第9項**に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第18条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当

る能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 (略)

4 (略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、**第4項**に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8 (略)

9 (略)

10 第2項から**第7項**までの規定は、**第8項**に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第18条 (略)

たつては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(職員の配置の基準)

第41条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。)、理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。

(ア)~(ウ) (略)

イ (略)

ウ 理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(4) (略)

2・3 (略)

4 第1項第3号の理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5~8 (略)

(職員の配置の基準)

第55条 自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(職員の配置の基準)

第41条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。)、理学療法士**又は作業療法士**及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士**又は作業療法士**及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。

(ア)~(ウ) (略)

イ (略)

ウ 理学療法士**又は作業療法士**の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(4) (略)

2・3 (略)

4 第1項第3号の理学療法士**又は作業療法士**を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5~8 (略)

(職員の配置の基準)

第55条 自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) (略)
(2) 看護職員、理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

- (3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～9 (略)

(地域生活への移行のための支援)

第57条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**第64条の2**に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 (略)

(準用)

第58条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第27条まで、第29条から第34条まで、第36条から第40条まで、第42条、第43条及び第47条から第52条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第58条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第29条第3項」とあるのは「第58条において準用する第29条第3項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第58条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第58条において準用する第33

- (1) (略)
(2) 看護職員、理学療法士**又は作業療法士**及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士**又は作業療法士**及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士**又は作業療法士**の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

- (3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士**又は作業療法士**を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～9 (略)

(地域生活への移行のための支援)

第57条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**第66条第1項**に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 (略)

(準用)

第58条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第27条まで、第29条から第34条まで、第36条から第40条まで、第42条、第43条及び第47条から第52条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第58条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第29条第3項」とあるのは「第58条において準用する第29条第3項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第58条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第58条において準用する第33

条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第58条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、**同条第9項**中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第58条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第63条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第27条まで、第29条から第34条まで、第36条から第38条まで、第42条、第43条、第47条から第52条まで、第56条及び第57条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第63条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第29条第3項」とあるのは「第63条において準用する第29条第3項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第63条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第63条において準用する第33条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第63条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、**同条第9項**中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第63条において準用する前条」と、第42条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

第5章の2 就労選択支援

(基本方針)

第63条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与す

条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第58条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、**同条第8項**中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第58条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第63条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第27条まで、第29条から第34条まで、第36条から第38条まで、第42条、第43条、第47条から第52条まで、第56条及び第57条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第63条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第29条第3項」とあるのは「第63条において準用する第29条第3項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第63条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第63条において準用する第33条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第63条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、**同条第8項**中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第63条において準用する前条」と、第42条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

るものでなければならない。

(規模)

第63条の3 就労選択支援の事業を行う者
(以下「就労選択支援事業者」という。)
が当該事業を行う事業所(以下「就労選択
支援事業所」という。)は、10人以上の
人員を利用させることができる規模を有す
るものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第63条の4 就労選択支援事業所に置くべ
き職員及びその員数は、次のとおりとす
る。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員(就労選択支援の提供
に当たる者として厚生労働大臣が定める
ものをいう。以下同じ。) 就労選択支
援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用
者の数を15で除した数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平
均値とする。ただし、新規に事業を開始す
る場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務
に従事する者でなければならない。ただ
し、就労選択支援事業所の管理上支障がな
い場合は、当該就労選択支援事業所の他の
業務に従事し、又は当該就労選択支援事業
所以外の事業所、施設等の職務に従事す
ることができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら
当該就労選択支援事業所の職務に従事す
る者でなければならない。ただし、利用者
の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(実施主体)

第63条の5 就労選択支援事業者は、就労
移行支援又は就労継続支援に係る指定障害
福祉サービス事業者であって、過去3年以
内に当該事業者の事業所の3人以上の利用
者が新たに通常の事業所に雇用されたもの
その他のこれらと同等の障害者に対する就
労支援の経験及び実績を有する事業者でな
ければならない。

(評価及び整理の実施)

第63条の6 就労選択支援事業者は、短期
間の生産活動その他の活動の機会を通じ
て、就労に関する適性、知識及び能力の評
価並びに省令第6条の7の3に規定する事
項の整理(以下この節において「アセスメ
ント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第63条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用）

第63条の8 第8条、第9条（第2項第1号を除く。）、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第27条まで、第29条から第34条まで、第36条から第38条まで、第40条、第43条、第45条、第46条及び第48条から第52条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第29条第2項」とあ

るのは「第63条の8において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第63条の8において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第63条の8において準用する第33条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

(規模)

第64条の2 就労移行支援の事業を行う者
(以下「就労移行支援事業者」という。)
が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第66条 **就労移行支援事業所**に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

2～6 (略)

(就労選択支援に関する情報提供)

第72条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

(準用)

第73条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第27条まで、第29条から第34条まで、**第36条から第38条まで、第40条**、第42条、第43条、第45条、第46条、第48条から第52条まで及び第56条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第73条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第29条第3項」とあるのは「第73条において準用する第29条第3項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第73条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中

(職員の配置の基準)

第66条 **就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)**が**当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)**に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

2～6 (略)

(準用)

第73条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第27条まで、第29条から第34条まで、**第36条から第40条まで**、第42条、第43条、第45条、第46条、第48条から第52条まで及び第56条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第73条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第29条第3項」とあるのは「第73条において準用する第29条第3項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第73条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」と

「第33条第2項」とあるのは「第73条において準用する第33条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第73条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、**同条第9項**中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第73条において準用する前条」と、第42条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

(準用)

第90条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第27条まで、第29条から第34条まで、第36条、第43条、第48条から第52条まで、**第56条及び第72条の2**の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第90条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第29条第3項」とあるのは「第90条において準用する第29条第3項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第90条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第90条において準用する第33条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第90条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第90条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第93条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第27条まで、第29条から第34条まで、第36条、第38条、第39条、第43条、第45条、第48条から第52条まで、第56条、**第72条の2**、第75条、第79条から第81条まで及び第86条から第88条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第93条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中

とあるのは「第73条において準用する第33条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第73条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、**同条第8項**中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第73条において準用する前条」と、第42条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

(準用)

第90条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第27条まで、第29条から第34条まで、第36条、第43条、第48条から第52条まで**及び第56条**の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第90条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第29条第3項」とあるのは「第90条において準用する第29条第3項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第90条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第90条において準用する第33条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第90条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第90条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第93条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第27条まで、第29条から第34条まで、第36条、第38条、第39条、第43条、第45条、第48条から第52条まで、第56条、第75条、第79条から第81条まで及び第86条から第88条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第93条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第29条第3項」

「第29条第3項」とあるのは「第93条において準用する第29条第3項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第93条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第93条において準用する第33条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第93条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第93条において準用する前条」と、第86条第1項中「第90条」とあるのは「第93条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(規模に関する特例)

第94条 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。))及び就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(令和元年八王子市条例第6号。以下「指定障害児通所支援等基準条例」という。))第4条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス(指定障害児通所支援等基準条例第78条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下「多機能型児童発達支援事業等」という。))を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

とあるのは「第93条において準用する第29条第3項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第93条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第93条において準用する第33条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第93条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第93条において準用する前条」と、第86条第1項中「第90条」とあるのは「第93条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(規模に関する特例)

第94条 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。))及び就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(令和元年八王子市条例第6号。以下「指定障害児通所支援等基準条例」という。))第4条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業、**指定医療型児童発達支援(指定障害児通所支援等基準条例第67条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。))の事業**又は指定放課後等デイサービス(指定障害児通所支援等基準条例第78条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下「多機能型児童発達支援事業等」という。))を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とする

<p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置)</p> <p>2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、第41条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計以上の数とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3～9 (略)</p>	<p>ことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置)</p> <p>2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第41条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計以上の数とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3～9 (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第3条の改正規定、第63条の次に第63条の2から第63条の8までを加える改正規定、第72条の次に第72条の2を加える改正規定並びに第90条及び第93条の改正規定については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第53号議案

八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和
3年八王子市条例第75号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(指定障害者支援施設の一般原則) 第3条 (略) 2・3 (略) <u>4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u> <u>5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に</u>	(指定障害者支援施設の一般原則) 第3条 (略) 2・3 (略)

確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)

(従業者の員数)

第4条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。
(a)・(b) (略)

b (略)

c 理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

d (略)

ウ (略)

イ (略)

ウ ア(イ)の理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ (略)

(2) 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)

(従業者の員数)

第4条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士**又は作業療法士**及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士**又は作業療法士**及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。
(a)・(b) (略)

b (略)

c 理学療法士**又は作業療法士**の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

d (略)

ウ (略)

イ (略)

ウ ア(イ)の理学療法士**又は作業療法士**を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ (略)

(2) 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

ア) 看護職員、理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

b (略)

c 理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**の数は、1以上とする。

d (略)

イ) (略)

イ (略)

ウ ア)の理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ～カ (略)

(3)～(6) (略)

2・3 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第23条 (略)

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 (略)

4 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第24条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）

を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。**この場合において、サービス管理責任者は、第25条の3**

ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

ア) 看護職員、理学療法士**又は作業療法士**及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士**又は作業療法士**及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

b (略)

c 理学療法士**又は作業療法士**の数は、1以上とする。

d (略)

イ) (略)

イ (略)

ウ ア)の理学療法士**又は作業療法士**を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ～カ (略)

(3)～(6) (略)

2・3 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第23条 (略)

2 (略)

3 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第24条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）

を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4 (略)

5 (略)

6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（**利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）**）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、**当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに**、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、**第5項**に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者**及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）**を行う者に交付しなければならない。

9 (略)

10 (略)

11 第2項から**第8項**までの規定は、**第9項**に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第25条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努め

3 (略)

4 (略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、**第4項**に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8 (略)

9 (略)

10 第2項から**第7項**までの規定は、**第8項**に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第25条 (略)

なければならない。

(地域との連携等)

第25条の2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第25条の3 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指

針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第24条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第49条 (略)

2 (略)

3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(苦情解決)

第55条 (略)

2・3 (略)

4 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事(指定都市にあっては、指定都市の市長)が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受

(協力医療機関等)

第49条 (略)

2 (略)

(苦情解決)

第55条 (略)

2・3 (略)

4 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必

<p>けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第56条 削除</p>	<p>要な改善を行わなければならない。</p> <p>5～7 (略)</p> <p><u>(地域との連携等)</u></p> <p>第56条 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新条例」という。)第25条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、新条例第25条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

第54号議案

八王子市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第76号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(障害者支援施設の一般原則) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。 5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に	(障害者支援施設の一般原則) 第3条 (略) 2・3 (略)

関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

(職員の配置の基準)

第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。

(a)・(b) (略)

b (略)

c 理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

d (略)

ウ (略)

イ (略)

ウ ア(イ)の理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ (略)

(3) 自立訓練（機能訓練）を行う場合

ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

ア 看護職員、理学療法士、**作業療法**

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(職員の配置の基準)

第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士**又は作業療法士**及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士**又は作業療法士**及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。

(a)・(b) (略)

b (略)

c 理学療法士**又は作業療法士**の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

d (略)

ウ (略)

イ (略)

ウ ア(イ)の理学療法士**又は作業療法士**を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ (略)

(3) 自立訓練（機能訓練）を行う場合

ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

ア 看護職員、理学療法士**又は作業療**

士又は言語聴覚士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

b (略)

c 理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**の数は、1以上とする。

d (略)

(イ) (略)

イ (略)

ウ ア(ア)の理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ～カ (略)

(4)～(7) (略)

2～4 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第18条 (略)

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3 (略)

4 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第19条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。) **を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ**、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。**この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者(以下「地域移行等意向確認担当者」という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。**

法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士 **又は作業療法士**及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

b (略)

c 理学療法士 **又は作業療法士**の数は、1以上とする。

d (略)

(イ) (略)

イ (略)

ウ ア(ア)の理学療法士 **又は作業療法士**を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ～カ (略)

(4)～(7) (略)

2～4 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第18条 (略)

2 (略)

3 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第19条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。) **を行い**、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4 (略)

5 (略)

6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（**利用者及び当該**利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（**地域移行等意向確認担当者を含む。**）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、**当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに**、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、**第5項**に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者**及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者**に交付しなければならない。

9 (略)

10 (略)

11 第2項から**第8項**までの規定は、**第9項**に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第20条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第20条の2 障害者支援施設は、施設障害

3 (略)

4 (略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、**第4項**に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8 (略)

9 (略)

10 第2項から**第7項**までの規定は、**第8項**に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第20条 (略)

福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該

内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第41条 (略)

2 (略)

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第45条 削除

(協力医療機関等)

第41条 (略)

2 (略)

(地域との連携等)

第45条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の八王子市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第20条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項

中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

- 3 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、新条例第20条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

第55号議案

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八王子市国民健康保険条例（昭和34年八王子市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第12条 前条第2項に規定する所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に 100分の7.73 を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第12条 前条第2項に規定する所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に 100分の7.29 を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第14条 第11条第2項に規定する被保険者均等割額は、被保険者1人について 4万6,500円 とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第14条 第11条第2項に規定する被保険者均等割額は、被保険者1人について 4万3,000円 とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第15条 第11条第3項に規定する所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第15条 第11条第3項に規定する所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に</p>

係る基礎控除後の総所得金額等に **100分の2.83** を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第16条 第11条第3項に規定する被保険者均等割額は、被保険者1人について **1万6,600円** とする。

(低所得者の保険税の減額)

第30条 次の各号のいずれかに掲げる納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額)の合算額とする。

(1) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に地方税法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつて

係る基礎控除後の総所得金額等に **100分の2.38** を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第16条 第11条第3項に規定する被保険者均等割額は、被保険者1人について **1万3,600円** とする。

(低所得者の保険税の減額)

第30条 次の各号のいずれかに掲げる納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額)の合算額とする。

(1) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に地方税法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつて

は当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **3万2,550円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **1万1,620円**

ウ (略)

(2) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **2万3,250円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **8,300円**

ウ (略)

(3) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属

は当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **3万100円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **9,520円**

ウ (略)

(2) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **2万1,500円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **6,800円**

ウ (略)

(3) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属

<p>者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 9,300円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,320円</p> <p>ウ （略）</p>	<p>者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 8,600円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第10条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,720円</p> <p>ウ （略）</p>
--	--

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八王子市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第56号議案

八王子市介護保険条例の一部を改正する条例設定について

八王子市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市介護保険条例の一部を改正する条例

八王子市介護保険条例（平成12年八王子市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(保険料率等)</p> <p>第9条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万2,500円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万8,900円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万9,300円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>6万4,300円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>7万1,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>8万2,100円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を</p>	<p>(保険料率等)</p> <p>第9条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万4,500円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>5万1,800円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>5万1,800円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>6万2,100円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>6万9,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>7万9,400円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を</p>

除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、**第15号イ又は第16号イ**に該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 **9万2,800円**

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、**第15号イ又は第16号イ**に該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 **10万3,500円**

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、**第15号イ又は第16号イ**に該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 **11万4,200円**

ア 合計所得金額が320万円以上**420万円**未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、**第15号イ又は第16号イ**に該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 **12万5,000円**

ア 合計所得金額が**420万円**以上**520万円**未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ

除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ**又は第15号イ**に該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 **8万9,700円**

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ**又は第15号イ**に該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 **10万1,000円**

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ**又は第15号イ**に該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 **11万4,000円**

ア 合計所得金額が320万円以上**400万円**未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ**又は第15号イ**に該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 **12万8,000円**

ア 合計所得金額が**400万円**以上**500万円**未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ

る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 13万5,700円

ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 14万6,400円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 14万9,900円

ア 合計所得金額が720万円以上850万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 15万7,100円

ア 合計所得金額が850万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課され

る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 13万1,100円

ア 合計所得金額が500万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 14万1,500円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 15万1,800円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課され

る保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ **又は第16号イ** に該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 **17万4,900円**

ア・イ（略）

(16) 次のいずれかに該当する者 **19万2,800円**

ア・イ（略）

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 **20万7,100円**

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る **令和6年度から令和8年度まで**の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、**2万300円**とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る **令和6年度から令和8年度まで**の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「**2万300円**」とあるのは、「**3万4,600円**」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る **令和6年度から令和8年度まで**の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「**2万300円**」とあるのは、「**4万8,900円**」と読み替えるものとする。

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第11条（略）

2（略）

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、**第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口**に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令

る保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ **又は第15号イ** に該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 **16万9,100円**

ア・イ（略）

(15) 次のいずれかに該当する者 **18万6,300円**

ア・イ（略）

(16) 前各号のいずれにも該当しない者 **20万100円**

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る **令和3年度から令和5年度まで**の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、**2万700円**とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る **令和3年度から令和5年度まで**の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「**2万700円**」とあるのは、「**3万4,500円**」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る **令和3年度から令和5年度まで**の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「**2万700円**」とあるのは、「**4万8,300円**」と読み替えるものとする。

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第11条（略）

2（略）

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口 **又は第9号口**に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から **第9号**までのいずれかに規

<p>第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の八王子市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第57号議案

八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年2月22日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第79号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(管理者) 第6条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	(管理者) 第6条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は <u>同一敷地内にある</u> 他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
(内容及び手続の説明及び同意) 第8条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	(内容及び手続の説明及び同意) 第8条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を <u>文書により</u> 得なければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第269条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(サービスの提供の記録)

第19条 (略)

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第23条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) (略)

2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(サービスの提供の記録)

第19条 (略)

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第23条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(6) (略)

(勤務体制の確保等)

第31条 (略)

2 (略)

3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の**資質の向上**のために、**その研修**の機会を確保しなければならない。

4 (略)

(揭示)

第34条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項**(以下この条において単に「重要事項」という。)**を揭示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、**重要事項**を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**前項**の規定による揭示に代えることができる。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第44条 (略)

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第19条第2項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第23条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(4) (略)

(勤務体制の確保等)

第31条 (略)

2 (略)

3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の**資質向上**のために、**外部の研修実施機関が行う研修(以下「外部研修」という。)****その他の適切な研修**の機会を確保しなければならない。

4 (略)

(揭示)

第34条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、**前項に規定する事項**を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**同項**の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第44条 (略)

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第19条第2項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第48条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第54条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第58条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(緊急時等の対応)

第59条 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者)

第48条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第54条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第58条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(緊急時等の対応)

第59条 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関(当該指定訪問入浴介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。)への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(勤務体制の確保等)

第62条 (略)

2 (略)

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、**その研修**の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

(記録の整備)

第63条 (略)

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第19条第2項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第58条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第66条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第106条 指定通所介護事業者は、指定通

(勤務体制の確保等)

第62条 (略)

2 (略)

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、**外部研修その他の適切な研修**の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

(記録の整備)

第63条 (略)

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第19条第2項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第66条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第106条 指定通所介護事業者は、指定通

所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第110条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) (略)

(6) (略)

(勤務体制の確保等)

第113条 (略)

2 (略)

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、**その研修**の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

(非常災害対策)

第115条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への**通報及び連携体制**を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 (略)

所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第110条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(勤務体制の確保等)

第113条 (略)

2 (略)

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、**外部研修その他の適切な研修**の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

(非常災害対策)

第115条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への**通報及び連携の体制並びに地域との連携の体制**を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 (略)

(記録の整備)

第119条 (略)

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第19条第2項の**規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第110条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第122条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第39条、第42条、第43条、第60条、第104条、第106条及び第107条第4項並びに前節(第120条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第112条に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第27条、第32条第2項、第34条第1項並びに第42条第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第107条第4項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第110条第2号、第111条第5項、第113条第3項及び第4項並びに

(記録の整備)

第119条 (略)

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第19条第2項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第122条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第39条、第42条、第43条、第60条、第104条、第106条及び第107条第4項並びに前節(第120条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第112条に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第27条、第32条第2項、第34条第1項並びに第42条第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第107条第4項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第110条第2号、第111条第5項、第113条第3項及び第4項並びに

第116条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第119条第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、**同項第4号**中「次条において準用する第26条」とあるのは「第26条」と、**同項第5号**中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第124条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第140条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第143条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第155条に規定する運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第146条 (略)

2・3 (略)

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該

第116条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第119条第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、**同項第3号**中「次条において準用する第26条」とあるのは「第26条」と、**同項第4号**中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第124条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第140条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第143条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第155条に規定する運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を**文書により**得なければならない。

2 (略)

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第146条 (略)

2・3 (略)

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5～7 (略)

8 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 (略)

(緊急時等の対応)

第154条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第157条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5～7 (略)

8 (略)

(緊急時等の対応)

第154条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関(短期入所生活介護従業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。)への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第158条 (略)

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第19条第2項の**規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第146条第7項の**規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第26条の**規定による**市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第39条第2項の**規定による**苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第41条第2項の**規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第165条 (略)

2～8 (略)

9 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) **身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。**
- (2) **身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。**
- (3) **介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。**

10 (略)

(勤務体制の確保等)

第170条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、**その研修**の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2

第158条 (略)

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第19条第2項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第146条第7項**に規定する**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第26条**に規定する**市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第39条第2項**に規定する**苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第41条第2項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第165条 (略)

2～8 (略)

9 (略)

(勤務体制の確保等)

第170条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、**外部研修その他の適切な研修**の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専

項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(管理者)

第177条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第179条 (略)

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ・ウ (略)

(2)~(5) (略)

3・4 (略)

(従業者の員数)

第183条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 (略)

(管理者)

第177条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第179条 (略)

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。

イ・ウ (略)

(2)~(5) (略)

3・4 (略)

(従業者の員数)

第183条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医

(2) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

(4) (略)

2 (略)

(設備に関する基準)

第184条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

(5) (略)

2 (略)

(設備に関する基準)

第184条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（八王子市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第88号）第4

(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

(3) (略)

(4) (略)

2 前項第2号及び第3号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

(対象者)

第185条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室 又は診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第187条 (略)

2～6 (略)

7 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員

5条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

(3) 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

(4) (略)

(5) (略)

2 前項第3号及び第4号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

(対象者)

第185条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室 又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第187条 (略)

2～6 (略)

者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

8 (略)

(定員の遵守)

第195条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 療養病床を有する病院**又は**診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)・(4) (略)

(記録の整備)

第196条 (略)

2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第19条第2項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第187条第6項**の規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第26条**の規定による**市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項**の規定による**苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第41条第2項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第197条 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第

7 (略)

(定員の遵守)

第195条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 療養病床を有する病院**若しくは**診療所**又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院**である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床**又は老人性認知症疾患療養病棟**に係る病床数及び療養病床**又は老人性認知症疾患療養病棟**に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)・(4) (略)

(記録の整備)

第196条 (略)

2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第19条第2項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第187条第6項**に規定する**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第26条**に規定する**市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項**に規定する**苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第41条第2項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第197条 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第

26条、第32条、第34条、第35条、第38条から第43条まで（第40条第2項を除く。）、第60条、第113条、第115条、第135条、第143条、第144条第2項、**第157条及び第157条の2**の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第32条第2項、第34条第1項並びに第42条第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第113条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第135条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第143条第1項中「第155条」とあるのは「第194条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

（設備に関する基準）

第200条 **介護老人保健施設である**ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、**法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。**

26条、第32条、第34条、第35条、第38条から第43条まで（第40条第2項を除く。）、第60条、第113条、第115条、第135条、第143条、第144条第2項**及び第157条**の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第32条第2項、第34条第1項並びに第42条第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第113条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第135条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第143条第1項中「第155条」とあるのは「第194条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

（設備に関する基準）

第200条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、**次のとおりとする。**

- (1) **介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。**
- (2) **指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。**
- (3) **療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限**

る。)に関するものに限る。)を有することとする。

(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。)に関するものに限る。)を有することとする。

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所はユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする事。

c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とする事。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とする事。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その

他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(工) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第162条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をい

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第162条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をい

う。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防サービス等基準条例第160条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例**第162条第1項から第4項まで**に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、**前各項**に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第202条 (略)

2~8 (略)

9 ユニット型指定短期入所療養介護事業者

は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

10 (略)

(勤務体制の確保等)

第207条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、**その研修**の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない

う。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防サービス等基準条例第160条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例**第162条第1項**に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、**前項**に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第202条 (略)

2~8 (略)

9 (略)

(勤務体制の確保等)

第207条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、**外部研修その他の適切な研修**の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

い。

6 (略)

(定員の遵守)

第208条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) (略)

(従業者の員数)

第211条 (略)

2～8 (略)

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第229条において準用する第157条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の

5 (略)

(定員の遵守)

第208条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) (略)

(従業者の員数)

第211条 (略)

2～8 (略)

向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第212条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(^く口腔衛生の管理)

第220条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の^く口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、^く口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた^く口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第225条 (略)

2・3 (略)

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 (略)

(管理者)

第212条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(勤務体制の確保等)

第225条 (略)

2・3 (略)

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 (略)

(協力医療機関等)

第226条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、

(協力医療機関等)

第226条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該指定特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。)を定めておかなければならない。

再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)

(記録の整備)

第228条 (略)

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第216条第2項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第218条第6項**の規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第225条第3項**の規定による**結果等の記録
- (5) 次条において準用する第26条**の規定による**市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第39条第2項**の規定による**苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第41条第2項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第229条 第11条、第12条、第21条、第26条、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第39条、第41条から第43条まで、第59条、第60条、第115条、第116条、**第150条及び第157条の2**の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条第2項、第34条第1項並びに第42条第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第59条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第116条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第233条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置

2 (略)

(記録の整備)

第228条 (略)

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第216条第2項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第218条第6項**に規定する**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第225条第3項**に規定する**結果等の記録
- (5) 次条において準用する第26条**に規定する**市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第39条第2項**に規定する**苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第41条第2項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第229条 第11条、第12条、第21条、第26条、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第39条、第41条から第43条まで、第59条、第60条、第115条、第116条**及び第150条**の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条第2項、第34条第1項並びに第42条第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第59条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第116条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第233条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置

かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第239条 (略)

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第236条第2項の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- (3) 前条第8項の規定による結果等の記録
- (4) 次条において準用する第26条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第216条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 次条において準用する第218条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (9) 次条において準用する第225条第3項の規定による結果等の記録

(福祉用具専門相談員の員数)

第242条 指定福祉用具貸与の事業者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 (略)

(管理者)

第243条 指定福祉用具貸与事業者は、指

かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第239条 (略)

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第236条第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- (3) 前条第8項に規定する結果等の記録
- (4) 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第216条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 次条において準用する第218条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (9) 次条において準用する第225条第3項に規定する結果等の記録

(福祉用具専門相談員の員数)

第242条 指定福祉用具貸与の事業者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 (略)

(管理者)

第243条 指定福祉用具貸与事業者は、指

定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第247条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) (略)

(2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(8) (略)

(9) (略)

(福祉用具貸与計画の作成)

第248条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービ

定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第247条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(福祉用具貸与計画の作成)

第248条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービ

スの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第266条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2～4 （略）

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護事業者に報告しなければならない。

7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

8 （略）

（掲示及び目録の備え付け）

第253条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

4 （略）

（記録の整備）

第254条 （略）

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2

スの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第266条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2～4 （略）

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

6 （略）

（掲示及び目録の備え付け）

第253条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 （略）

（記録の整備）

第254条 （略）

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2

年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第19条第2項の**規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) **第247条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録**
- (4) 第252条第4項の**規定による**結果等の記録
- (5) 次条において準用する第26条の**規定による**市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第39条第2項の**規定による**苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第41条第2項の**規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第255条 第8条から第19条まで、第21条、第26条、第32条、第35条、第36条、第38条から第43条まで、第60条並びに第113条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第249条」と、同項、第32条第2項並びに第42条第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第19条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第21条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、**第113条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。**

(準用)

第257条 第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第32条、第35条、第36条、第3

年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第19条第2項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第252条第4項**に規定する**結果等の記録
- (4) 次条において準用する第26条**に規定する**市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第39条第2項**に規定する**苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第41条第2項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第255条 第8条から第19条まで、第21条、第26条、第32条、第35条、第36条、第38条から第43条まで、第60条並びに第113条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第249条」と、同項、第32条第2項並びに第42条第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第19条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第21条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、**第113条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。**

(準用)

第257条 第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第32条、第35条、第36条、第3

8条から第43条まで（第39条第5項及び第6項を除く。）、第60条、第113条第1項、第2項及び第4項、第241条、第243条、第244条並びに第4節（第245条第1項及び第255条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第249条」と、同項、第32条第2項並びに第42条第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第19条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、**第113条第2項**中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、**同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と**、第245条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

（管理者）

第260条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（サービスの提供の記録）

第262条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、**文書**の交付その他適切な方法に

8条から第43条まで（第39条第5項及び第6項を除く。）、第60条、第113条第1項、第2項及び第4項、第241条、第243条、第244条並びに第4節（第245条第1項及び第255条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第249条」と、同項、第32条第2項並びに第42条第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第19条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、**第113条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項**中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第245条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

（管理者）

第260条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（サービスの提供の記録）

第262条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、**当該記録の写し**の交付その他適

より、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第265条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) (略)

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

(3) (略)

(4) (略)

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(8) (略)

(特定福祉用具販売計画の作成)

第266条 (略)

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該指定特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第265条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(特定福祉用具販売計画の作成)

第266条 (略)

2～4 (略)

(記録の整備)

第267条 (略)

2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第262条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第265条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第26条の規定による町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第268条 第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第26条、第32条、第33条、第35条、第36条、第38条から第43条まで、第60条、第113条第1項、第2項及び第4項、第246条、第249条から第251条まで並びに第253条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第268条において準用する第249条」と、同項、第32条第2項、第33条第3項第1号及び第3号並びに第42条第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、**第113条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第246条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第249条第4号中「利用料」とある**

(記録の整備)

第267条 (略)

2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第262条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第268条 第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第26条、第32条、第33条、第35条、第36条、第38条から第43条まで、第60条、第113条第1項、第2項及び第4項、第246条、第249条から第251条まで並びに第253条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第268条において準用する第249条」と、同項、第32条第2項、第33条第3項第1号及び第3号並びに第42条第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、**第113条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第246条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第249条第4号**

のは「販売費用の額」と、第250条第1項中「福祉用具貸与」とあるのは「特定福祉用具貸与」と、「福祉用具に」とあるのは「特定福祉用具に」と、同条第2項中「福祉用具貸与」とあるのは「特定福祉用具貸与」と、第251条中「福祉用具貸与」とあるのは「特定福祉用具貸与」と、「福祉用具を」とあるのは「特定福祉用具を」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第269条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項(第46条、第51条、第64条、第68条、第84条、第94条、第103条、第120条、第122条、第126条、第137条、第159条(第172条において準用する場合を含む。))、第174条、第181条、第197条(第209条において準用する場合を含む。))、第229条、第240条、第255条、第257条及び第268条において準用する場合を含む。)及び第216条第1項(第240条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

附 則

(虐待の防止に係る経過措置)

22 令和9年3月31日までの間、新条例第42条(第3号に係る部分を除く。)(新条例第103条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、新条例第42条中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第101条の規定の適用については、同

中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第250条第1項中「福祉用具貸与」とあるのは「特定福祉用具貸与」と、「福祉用具に」とあるのは「特定福祉用具に」と、同条第2項中「福祉用具貸与」とあるのは「特定福祉用具貸与」と、第251条中「福祉用具貸与」とあるのは「特定福祉用具貸与」と、「福祉用具を」とあるのは「特定福祉用具を」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第269条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項(第46条、第51条、第64条、第68条、第84条、第94条、第103条、第120条、第122条、第126条、第137条、第159条(第172条において準用する場合を含む。))、第174条、第181条、第197条(第209条において準用する場合を含む。))、第229条、第240条、第255条、第257条及び第268条において準用する場合を含む。)及び第216条第1項(第240条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録**(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)**により行うことができる。

2 (略)

附 則

(虐待の防止に係る経過措置)

22 令和6年3月31日までの間、新条例第29条(新条例第46条及び第51条において準用する場合を含む。)、第61条(新条例第68条において準用する場合を含む。)、第82条、第92条、第101条、第112条(新条例第122条及び第126条において準用する場合を含む。)、

条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）
23 令和9年3月31日までの間、新条例第32条（新条例第103条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、新条例第32条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

第134条、第155条（新条例第174条及び第181条において準用する場合を含む。）、第169条、第194条、第206条、第224条、第237条及び第249条（新条例第257条及び第268条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第42条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、新条例第42条（第3号に係る部分を除く。）（新条例第46条、第51条、第64条、第68条、第84条、第94条、第103条、第120条、第122条、第126条、第137条、第159条（新条例第172条において準用する場合を含む。）、第174条、第181条、第197条（新条例第209条において準用する場合を含む。）、第229条、第240条、第255条、第257条及び第268条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第42条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）
23 令和6年3月31日までの間、新条例第32条（新条例第46条、第51条、第64条、第68条、第84条、第94条、第103条、第120条、第122条、第126条、第137条、第159条（新条例第172条において準用する場合を含む。）、第174条、第181条、第197条（新条例第209条において準用する場合を含む。）、第229条、第240条、第255条、第257条及び第268条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第32条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

第2条 八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第71条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第77条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条において準用する第19条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(5) 第77条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(6) 次条において準用する第26条の規定による</u>市町村への通知に係る記録</p>	<p>(管理者)</p> <p>第71条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第77条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条において準用する第19条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(5) 次条において準用する第26条に規定する</u>市町村への通知に係る記録</p>

- (7) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (8) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(従業者の員数)

第86条 (略)

2 (略)

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、八王子市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第86号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第3条又は八王子市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第87号。以下「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第62条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第61条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例**第62条第1項から第3項まで**に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、**前3項**に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第90条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に

(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(従業者の配置の基準)

第86条 (略)

2 (略)

3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第62条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第61条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例**第62条第1項**に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、**第1項**に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第90条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第91条 (略)

2・3 (略)

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5 (略)

6 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第128条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第132条第1項から第5項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第93条 (略)

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第19条第2項

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第91条 (略)

2・3 (略)

4 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第128条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第132条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 (略)

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第128条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第132条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第93条 (略)

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第19条第2項

の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第90条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第100条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居

に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第100条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居

宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) (略)

(6) (略)

(記録の整備)

第102条 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第19条第2項の**規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第100条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(従業者の員数)

第128条 (略)

2・3 (略)

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第3条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定通所リハビリテーション事業者が指

宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(記録の整備)

第102条 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第19条第2項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(従業者の員数)

第128条 (略)

2・3 (略)

4 指定通所リハビリテーション事業者が指

定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項から**第4項**までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、**前各項**に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第131条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) (略)

(6) (略)

(通所リハビリテーション計画の作成)

第132条 (略)

2・3 (略)

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5 (略)

6 (略)

7 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション

定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項から**第3項**までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、**前3項**に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第131条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(通所リハビリテーション計画の作成)

第132条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション

提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第91条第1項から**第5項**までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から**第5項**までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第136条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第19条第2項の**規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) **第131条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録**
- (4) 次条において準用する第26条の**規定による**市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第39条第2項の**規定による**苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第41条第2項の**規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備に関する基準)

第184条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(**介護老人保健施設基準条例**第46条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)を有することとする。

(2)・(3) (略)

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(**介護医療院基準条例**第47条に規定するユニット型介

提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第91条第1項から**第4項**までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から**第4項**までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第136条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第19条第2項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第26条**に規定する**市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項**に規定する**苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第41条第2項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備に関する基準)

第184条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(**八王子市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(令和3年八王子市条例第86号)**第46条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)を有することとする。

(2)・(3) (略)

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(**八王子市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営**

<p>護医療院をいう。第200条及び第208条において同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>の基準に関する条例(令和3年八王子市条例第87号)第47条に規定するユニット型介護医療院をいう。第200条及び第208条において同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第8条、第179条及び第269条の改正規定 公布の日
 - (2) 第2条の規定 令和6年6月1日
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 施行日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新条例」という。)第34条第3項(新条例第46条、第51条、第64条、第68条、第84条、第94条、第103条、第120条、第122条、第126条、第137条、第159条(新条例第172条において準用する場合を含む。))、第174条、第181条、第197条(新条例第209条において準用する場合を含む。))、第229条及び第240条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新条例第253条第3項(新条例第257条及び第268条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。
(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)
- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第146条第8項(新条例第174条、第181条において準用する場合を含む。))、第165条第9項、第187条第7項、第202条第9項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第157条の2（新条例第172条、第174条、第181条、第197条（新条例第209条において準用する場合を含む。）及び第229条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第157条の2中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

(^{くう}口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第220条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。